

新市まちづくり計画



平成16年12月

大町市・八坂村・美麻村合併協議会

平成27年 3月変更

大 町 市

令和 3年 3月変更

大 町 市

目 次

第1章 序論	1
1 計画の目的	1
2 合併の必要性	1
① 地方分権への対応	
② 行財政改革の必要性	
③ 少子・高齢社会への対応	
④ 行政区域を越えた日常生活圏の拡大	
⑤ 高度情報化社会の到来	
3 計画の期間	2
第2章 新市の概要	3
1 位置と地勢	3
2 気 候	3
3 人口と世帯	4
4 主要指標の見通し	4
① 人 口	
② 世 帯	
③ 就業人口	
人口、世帯などの推移と見通し	
第3章 まちづくり計画の基本方針	7
1 地域の課題	7
① 快適な生活空間の形成	
② 少子・高齢社会への対応	
③ 人材の育成と伝統文化の継承	
④ ゆるやかな一体感のあるまち	
⑤ 開かれた行政に向けての対応	
⑥ 交通機能の整備	
⑦ 産業基盤の強化と雇用の創出	
2 まちづくり計画の基本理念	8
3 まちづくりの将来像	9
4 土地利用構想	9
5 「まちづくりの仕組み」の確立	10
① 協働の推進	
② 自治活動の活性化	
③ 情報の共有と活用	
第4章 新市の施策	11
施策の体系	
1 人と自然にやさしいまちづくり	12
① 人にやさしいまちづくりの推進	
② 環境に配慮した循環型社会の構築	
③ 自然と共生し人が輝く里山の形成	
④ 上下水道の整備	

2	心豊かに学べるまちづくり	13
①	特色ある学校づくりの継続と強化	
②	家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成	
③	生涯学習の推進と充実	
④	元気あふれる市民スポーツの振興	
⑤	山岳と里山に文化が薫るまちづくり	
3	健やかに安心して暮らせるまちづくり	14
①	生涯にわたる健康づくりの推進	
②	安心を育む地域医療の充実	
③	地域が一体となった子育て支援体制の整備	
④	保健・医療・福祉サービス体制の充実	
⑤	福祉が生活に根ざした社会の形成	
4	地域特性を活かした自立性と活力のあるまちづくり	15
①	活力ある農業の振興	
②	林業の振興と森林保全	
③	豊かな地域資源と特性を活かした工業の振興	
④	個性あふれる商業の振興	
⑤	付加価値の高い観光の振興	
⑥	雇用の安定と労働環境の充実	
5	交流と安心を広げるまちづくり	17
①	人々が行き交うまちづくりの推進	
②	交通体系の維持	
③	地域情報化の推進	
④	にぎわいのある市街地の形成	
⑤	交流の促進	
⑥	地域の特性を活かした住環境の整備促進	
⑦	うるおいのある公園・緑地の整備	
⑧	災害に強いまちづくりの推進	
6	市民主体のまちづくり	19
①	市民がつくる市民のまち	
②	男女共同参画社会の形成	
③	市民と行政の協働の推進	
④	行財政運営の効率化	
第5章	新市における長野県事業	20
1	長野県の役割	20
2	新市における長野県事業	21
第6章	公共施設の適正配置と整備	22
第7章	財政計画	23
1	前提条件	23
2	歳入	23
3	歳出	24
	財政計画	25

第1章 序論

1. 計画の目的

新市まちづくり計画（新市建設計画）は、3市村の住民代表による協議を経て策定された「新市将来構想」を基本に、新市建設に向けた基本方針や主要施策を定める新市の「まちづくり指針」とも言うべき重要な計画です。

合併後、新市の総合計画へと引き継がれ、この計画を基に新市の一体感の醸成を図りつつ、特色ある地域の発展と住民の福祉の増進のため、各種施策が実行に移されていくこととなります。

2. 合併の必要性

① 地方分権への対応

地方自治体の本来の姿である「地域のことは地域で決める」ことや、地域の特色を活かしたまちづくりを住民と行政の協働で行うことができる分権型社会への転換を図るため、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されました。

この法律は、国と地方（都道府県や市町村）の役割を明確化し、国、県、市町村が対等な立場でそれぞれの役割を担うと共に、従来、国や県が担っていた行政サービスを、より住民に近い市町村が担うことを求めています。

地方分権の推進により、市町村の自己決定による地域の実情に合わせた多様なサービスが提供できる状況が生まれてきた中で、その受皿となる市町村の体制強化が必要とされています。

② 行財政改革の必要性

国と地方の債務残高の合計は、約700兆円に達しており、我が国の財政は厳しい状況にあります。

また、地方自治体が地方税など独自の財源の確保によって自立的な財政運営をしていくため、国庫補助負担金と地方交付税並びに税源移譲を含む税源配分をまとめて見直す動きが始まっています。地方分権の流れの中で重要性が高まっている地方自治体の財政基盤を強化し、地方が決定すべきものは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿を実現するための一つ的手段として市町村合併が進められています。

③ 少子・高齢社会への対応

我が国の高齢化率は急速に高まり、近い将来に超高齢社会が到来することは明らかです。保健・医療・福祉の各分野における高齢者サービスの需要は増加の一途を辿り、大きな社会問題ともなっています。

一方で、平成 15 年に生まれた子どもの数は過去最少、合計特殊出生率も国全体では 1.29 人で過去最低となっています。現在の状況が継続すると 100 年後に国の総人口は半減すると推測されていますが、これは将来の生産年齢人口の減少に直結します。急激な出生率の上昇が見込めない現在、社会の活力低下という深刻な状況が懸念されます。

④ 行政区域を越えた日常生活圏の拡大

私たちの日常生活圏は、生活様式や就業構造の変化、交通手段の発達等により昭和の合併の頃と比べると行政の区域を越えて拡大し、住民のサービス要望と行政サービスの提供範囲に食い違いが生じています。

また、厳しさを増す財政状況の中で、住民ニーズに対応した効果的な社会資本整備や地域振興を進めていくためには、広域的視点に立った対応が必要です。

⑤ 高度情報化社会の到来

インターネットや携帯電話などの普及・発展は IT 革命と呼ばれ、産業面だけでなく、行政や生活の面でも大きな影響を及ぼしています。

国においては、5 年以内に世界最先端の IT 国家となることをめざした「e-Japan 戦略」を展開し、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成に向けた取り組みがなされています。

地方自治体においても電子自治体構築に向けた取り組みが本格化し、行政手続全般にわたるサービスのオンライン化により、原則 24 時間、パソコンとインターネットを通じて行政サービスを利用できるなど、利便性を向上させる取り組みが進められています。

3. 計画の期間

計画期間は、新市が一体性を確立するまでに要する期間、また、合併特例債の活用期間を踏まえ、合併年度及びこれに続く 20 年間とします。

第2章 新市の概要

1. 位置と地勢

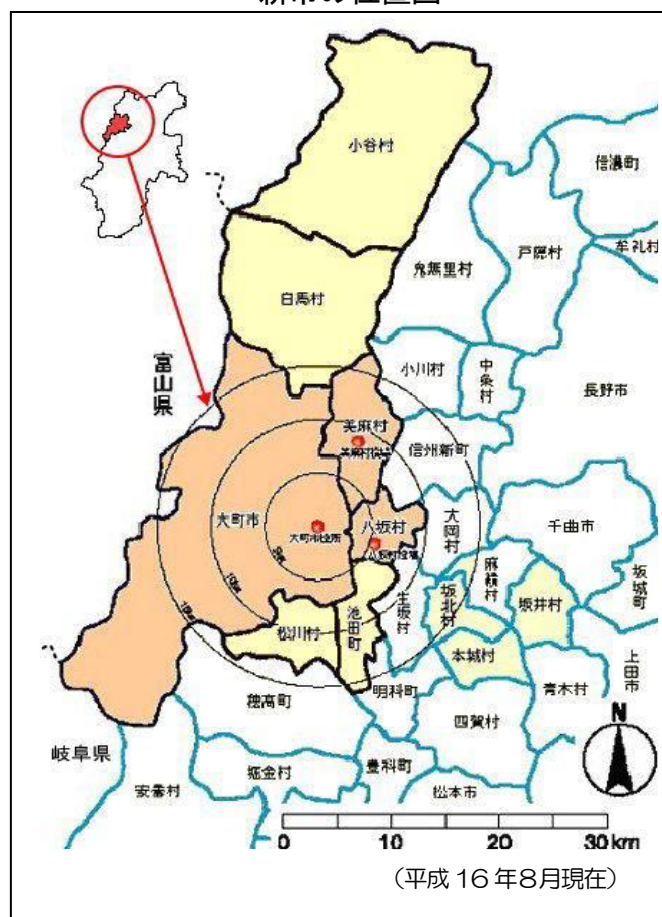
この地域は、長野県の北西部に位置し、北は白馬村、東は小川村、信州新町、大岡村、生坂村、南には、池田町、松川村、穂高町、安曇村、西は富山県、岐阜県に囲まれています。

地形は、西に北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた中山山地と里山で形成されています。

また、山々の恵みを受け、青木湖、中綱湖、木崎湖を有すると共に、高瀬川、犀川、土尻川などの清冽な河川が流れる水の豊富な地域となっています。

面積は、564.99k m²で、長野県の総面積 13,585.22k m²の約 4.2%を占めています。

—新市の位置図—



2. 気 候

気候は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏は日中比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、また湿度が低いため、しのぎやすい気候です。冬は厳しい寒さで、山間地だけでなく、平坦地においても降雪量は多くなります。

3. 人口と世帯

平成 12 年国勢調査による 3 市村の総人口は、33,550 人で、昭和 60 年と平成 12 年の国勢調査人口の増減率で見ますと、約 5% 減となっています。

昭和 60 年に 35,460 人だった人口は、平成 2 年に 34,300 人に、平成 12 年に 33,550 人と減少を続けています。

世帯数は、平成 12 年国勢調査では、11,244 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.98 人で、平成 2 年の 3.36 人、平成 7 年の 3.09 人に比較すると年々核家族化が進行していることが伺えます。

年齢別人口の構成比をみますと、平成 12 年では 0~14 歳が 14.5%、15~64 歳が 61.7%、65 歳以上が 23.8% となっており、長野県の年齢別構成比と比較してみますと 65 歳以上の人口が占める割合が高く、高齢化が進んでいる地域と言えます。

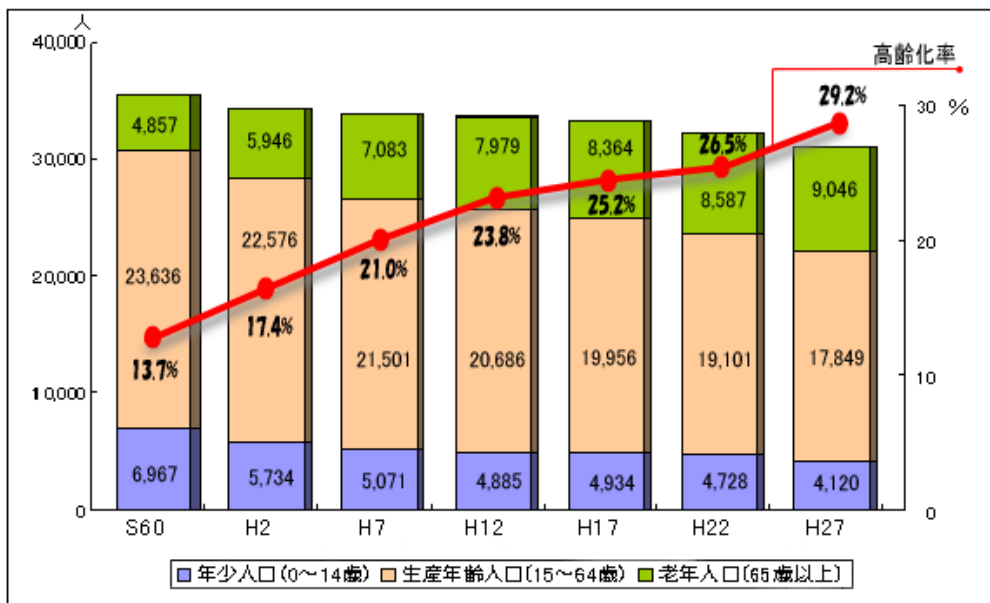
4. 主要指標の見通し

① 人口

人口規模は、2015 年（平成 27 年）の時点で 31,015 人になることが予測されます。

年少人口（0 歳~14 歳）比率と生産年齢人口（15 歳~64 歳）比率は、平成 27 年にはそれぞれ 13.3%、57.5% に減少することが見込まれ、老年人口（65 歳以上）比率は大幅に上昇し、29.2% に達するものと予測されます。

図 1 人口・高齢化率の推移と将来推計

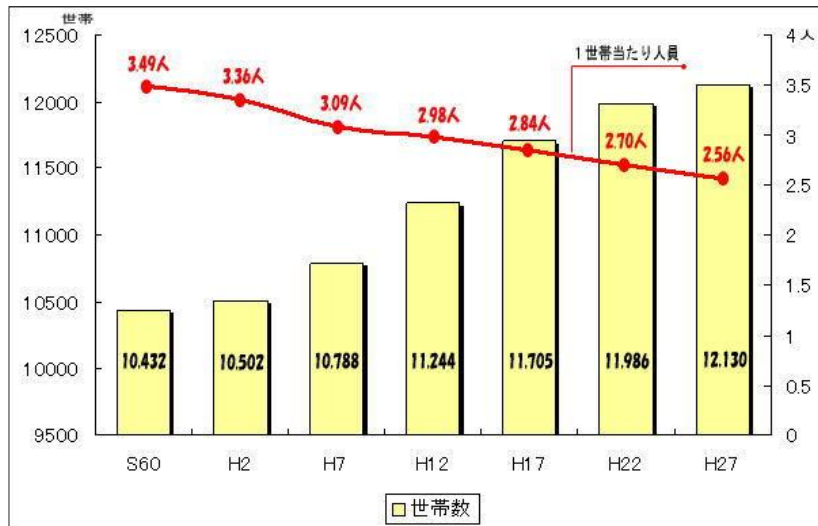


②世帯

平成 27 年における新市の世帯数を推計しますと、12,130 世帯と予測されます。

1 世帯当たりの人員は、核家族化・少子化により、平成 12 年の 2.98 人から平成 27 年には 2.56 人に減少することが予測されます。

図 2 世帯の推移と将来推計

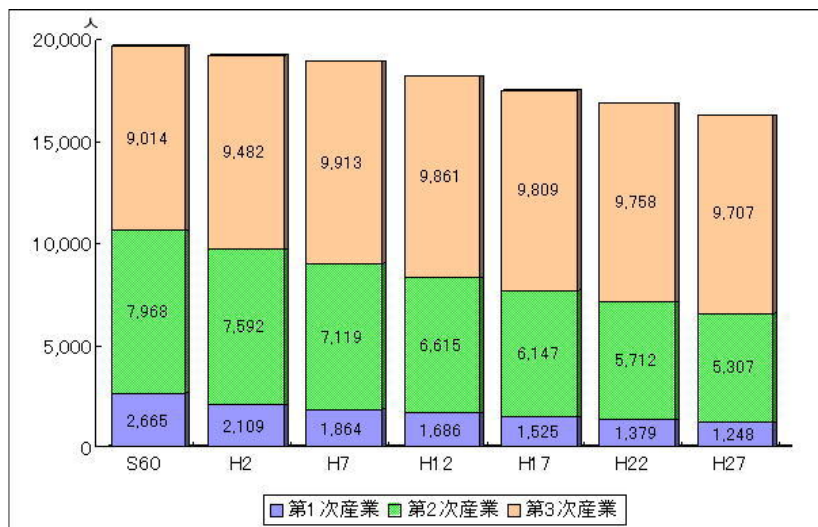


③就業人口

第 1 次産業は高齢化や後継者不足などにより、平成 27 年には 1,248 人に減少するものと予測されます。

また、第 2、3 次産業就業人口についても、5,307 人、9,707 人と減少が予測されます。なお、構成比はそれぞれ 7.7%、32.6%、59.7%となります。

図 3 就業人口の推移と将来推計



○ 人口、世帯などの推移と見通し

(単位：人、戸、%)

区 分		推 移				見 通 し		
		1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	(人)	35,460	34,300	33,655	33,550	33,254	32,416	31,015
年少人口比	(%)	19.6	16.7	15.1	14.6	14.8	14.6	13.3
生産年齢人口比	(%)	66.7	65.8	63.9	61.6	60.0	58.9	57.5
老年人口比	(%)	13.7	17.4	21.0	23.8	25.2	26.5	29.2
世帯数	(戸)	10,432	10,502	10,788	11,244	11,705	11,986	12,130
1世帯当たり人員	(人)	3.49	3.36	3.09	2.98	2.84	2.70	2.56
就業人口	(人)	19,651	19,200	18,907	18,162	17,481	16,849	16,262
第1次産業	(人)	2,665	2,109	1,864	1,686	1,525	1,379	1,248
第2次産業	(人)	7,968	7,592	7,119	6,615	6,147	5,712	5,307
第3次産業	(人)	9,014	9,482	9,913	9,861	9,809	9,758	9,707

【人口世帯などの推移】

- ※ 昭和 60 年から平成 12 年の国勢調査より。
- ※ 年齢区分別人口比は「年齢不詳」は含まない。
- ※ 就業人口の内訳は分類不能を表示していない。

【人口世帯などの見通し】

- ※ 人口・年齢階層別人口比は、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計システムにより推計しています。
(平成 7 年から平成 12 年の国勢調査の数値を使用し、年齢階層別人口比には、年齢不詳は含まない。)
- ※ 出生率は、3 市村での平成 12 年の合計特殊出生率の平均の 1.76 人を使用し、平成 27 年には、平成 14 年の合計特殊出生率(全国平均)の 1.32 人を使用しています。
- ※ 世帯数は、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来世帯数推計」における都道府県別増加率を参考に推計しました。(世帯数は一般世帯(普通世帯)です。)
- ※ 平成 17 年～平成 27 年の 1 世帯当たりの人員は、総人口を世帯数で除して算出しています。
- ※ 産業別就業人口は、平成 7 年から平成 12 年までの産業別就業率の変化率を将来にわたり一定と仮定し推計をしています。

第3章 まちづくり計画の基本方針

1. 地域の課題

① 快適な生活空間の形成

3市村の豊かな自然環境を保全し、秩序ある土地利用を促進するため、広域的な土地利用計画づくりが必要となっています。

② 少子・高齢社会への対応

核家族化の進展や住民交流の希薄化など、高齢者や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。市村間の高齢化率の格差や、少子化対策の二ーズの違いについて、地域の実情に合った対応が求められています。

③ 人材の育成と伝統文化の継承

市民が自信と生きがいを持って人生を送っていくことは、新市の活力や魅力の源となります。そのため、心豊かな人間性を育むための教育や、地域文化の継承が重要となります。

④ ゆるやかな一体感のあるまち

地方分権の推進等により、地方自治体のあり方が大きく変革しようとしています。新市においても地域の個性や特色を尊重した、持続可能な地域社会の形成が必要であり、特に八坂地区、美麻地区においては、総合的な過疎対策の継続が必要です。

⑤ 開かれた行政に向けての対応

地方分権の推進と併せて、市民自らが行政へ参画するまちづくりへの変革が求められています。

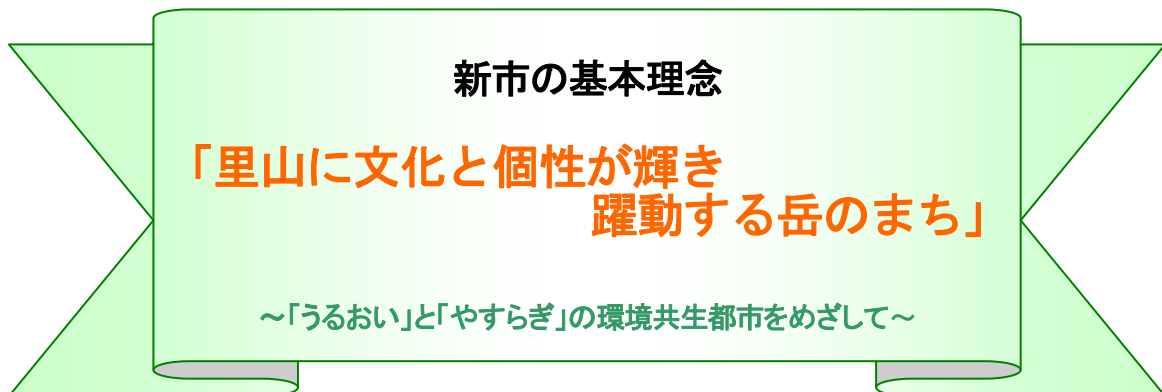
⑥ 交通機能の整備

新市において市民交流や地域の一体性を形成していくためにも、高齢者や自車を運転しない人々が、市内を自由に移動できる手段の確保が必要です。

⑦ 産業基盤の強化と雇用の創出

生産年齢人口が減少傾向にある中、人口の流出に歯止めをかけ、定住促進を図るためには、雇用の場を創出することが必要です。

2. まちづくり計画の基本理念



新市の基本理念を「里山に文化と個性が輝き 躍動する 岳（たけ）のまち」とし、「うるおい」と「やすらぎ」の環境共生都市をめざしてまちづくりを進めます。

「里山に文化と個性が輝き」は、水と緑にあふれた自然の空間を大切にしながら、安全でやすらぎのあるまちと、こころやさしく、自立心と創造性豊かな人材を育てていくことを意味しています。今日までそれぞれに培われてきた、歴史、文化、人情、そして産業やまち並みなどの地域の個性を尊重し、新しい時代に融合させ、新たな価値観や文化を創造していくことへの強い意志を込めています。

「躍動する」は、活力と感動を享受できるまちをめざすことを意味しています。市民が個性と英知、チャレンジ精神により、地域を支える産業・経済活動を振興することで、この地に住み、働き、学ぶ人々に生きいきとした笑顔が満ちたまちづくりをめざすことを意味しています。

「岳（たけ）のまち」は、共通の財産である岳（北アルプス）を誇ると同様に、郷土とこの地での営みを誇り、市民や地域が個性を輝かせながら、ゆるやかな一体感が醸し出されることへの願いをあらわすものです。

「うるおい」と「やすらぎ」の環境共生都市をめざしては、豊かな自然環境と人々が共生し、「恵まれた環境のなかで人々が働き、学び、遊ぶことができる大北地域の拠点都市」となる願いが込められています。

3. まちづくりの将来像

新市において「生活する」、まちづくりに「参加する」、人・地域・世代・情報等が「交流する」ことを検討の視点とし、市民自らがまちづくりに積極的に取り組んでいくことを願い、まちづくりの将来像を設定しました。

新市まちづくりの将来像

- 地域の個性を尊重し、新たな魅力を育むゆるやかな一体感のあるまち
 - 市民と市民、市民と行政が共に考え、行動するまち
 - 人権を尊重し、安心して、生きいきと暮らせる福祉文化を形成するまち
 - 創造性と国際性豊かな人材を育み、青少年の健全な成長が促されるまち
 - 省エネルギーやゴミ減量化など、循環型社会の構築に取り組むまち
 - 自然を大切に作る仕組みを整え、自然環境と生活環境が調和するまち
 - 子どもたちを安心して産み育てる、生涯にわたり充実した生活があるまち
 - 恵まれた自然環境や地域資源を活かした、活力ある産業が根付いたまち
 - 人・もの・情報の交流を盛んにし、大北地域の拠点都市となるまち
-

【検討の視点】

生活する : 新市における地域の機能や活性化について

参加する : まちづくりや行政への参画について

交流する : 人・地域・世代・情報等の交流による特色ある地域形成について

4. 土地利用構想

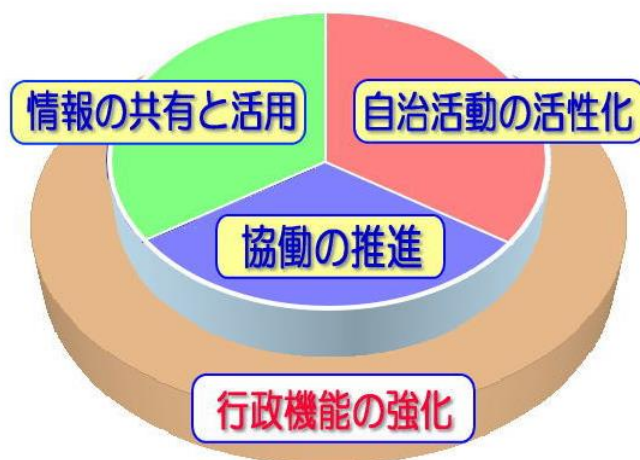
新市の土地利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件と共に景観にも十分配慮し、市民の理解と協力のもとに、健康的で文化的な生活環境の確保と特色ある地域振興のため土地利用に努めます。

5. 「まちづくりの仕組み」の確立

新市は地方分権に対応する基礎自治体となるために、3市村の合併により行政の効率化や財政基盤の強化を行い、安定した行政サービスを提供できる体制を整えます。

しかし、少子高齢化が進展する中で、将来にわたり新市が持続可能な社会であり続けるためには、市民と行政が協働するまちづくりの仕組みを確立していく必要があります。

将来像を実現し、地域の個性や特色を発揮するため、市民の主体的・自発的な「まちづくり」を推進します。



① 協働の推進

市民と行政の対話から地域の課題や展望を明らかにし、まちづくりについての企画提案、計画策定、活動実践など様々な分野へ市民が主体となって参画し、共にまちづくりを進める体制をつくります。

② 自治活動の活性化

新市は、そこに暮らす市民1人ひとりにより創られています。地域の個性や特色を発揮するまちづくりには、市民の参加が不可欠です。

また、地域が活力を持続するためには、そこに人が住み続けることが前提となるため、地域振興を目的とした自治組織の設置など持続可能で活力ある地域社会の形成に必要な施策を展開します。

③ 情報の共有と活用

市民と行政による情報の共有化は、市民主体のまちづくりを推進すると共に、行政の透明性の確保、説明責任の明確化にもつながります。

行政情報の積極的な公開を進めると共に、情報を有効に利用、活用する仕組みを市民と共につくります。

第4章 新市の施策

「まちづくり」の基本理念である「里山に文化と個性が輝き躍動する岳（たけ）のまち」の実現に向けて、新市の一体化や、地域の発展等を推進するために必要な施策を総合的かつ、計画的に展開します。

施策の展開にあたり、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを基本とします。

【施策の体系】

人と自然にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしいまちづくりの推進 ・環境に配慮した循環型社会の構築 ・自然と共生し人が輝く里山の形成 ・上下水道の整備
心豊かに学べるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくりの継続と強化 ・家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成 ・生涯学習の推進と充実 ・元気あふれる市民スポーツの振興 ・山岳と里山に文化が薫るまちづくり
健やかに安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる健康づくりの推進 ・安心を育む地域医療の充実 ・地域が一体となった子育て支援体制の整備 ・保健・医療・福祉サービス体制の充実 ・福祉が生活に根ざした社会の形成
地域特性を活かした自立性と活力のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある農業の振興 ・林業の振興と森林保全 ・豊かな地域資源と特性を活かした工業の振興 ・個性あふれる商業の振興 ・付加価値の高い観光の振興 ・雇用の安定と労働環境の充実
交流と安心を広げるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が行き交うまちづくりの推進 ・交通体系の維持 ・地域情報化の推進 ・にぎわいのある市街地の形成 ・交流の促進 ・地域の特性を活かした住環境の整備促進 ・うるおいのある公園・緑地の整備 ・災害に強いまちづくりの推進
市民主体のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がつくる市民のまち ・男女共同参画社会の形成 ・市民と行政の協働の推進 ・行財政運営の効率化

1. 人と自然にやさしいまちづくり

① 人にやさしいまちづくりの推進

子どもも高齢者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、外国の人も、すべての人が暮らしやすい社会の形成に向けて、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。

② 環境に配慮した循環型社会の構築

良好な自然環境と生活環境を将来の世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政の協働により、循環型社会の構築に向けた施策を推進します。

③ 自然と共生し人が輝く里山の形成

環境保全対策を推進すると共に、生涯を通じた環境教育・環境学習を推進し、豊かな自然と人々の営みが共生する社会を形成します。

④ 上下水道の整備

市民生活に欠かすことのできない水を安全に供給するため、水道水源の保全に努めると共に、水道水の安定供給に向け、計画的な水道施設の整備と安全性の確保に努めます。また、公共下水道等の整備、合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の向上を図ります。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
人にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインを導入した施設整備 公共施設のバリアフリー化の推進 等
環境に配慮した循環型社会の構築	廃棄物処理施設の整備、ごみ減量化の推進 不法投棄対策の強化、リサイクル運動の推進 地域条件を活かした新エネルギー活用の検討 等
自然と共生し人が輝く里山の形成	環境保全活動の推進 景観形成の促進 等
上下水道の整備	水道水源の保全と水道水の安定供給に向けた施設整備、公共下水道等の整備 合併処理浄化槽の普及促進 等

2. 心豊かに学べるまちづくり

- ① 特色ある学校づくりの継続と強化
国際化、情報化、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など、社会が大きく変化するなか、次世代を担う子どもたち1人ひとりの豊かな個性や「生きる力」を育み、新しい時代を切り拓いていける人材の育成に努めます。
- ② 家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成
青少年の健全育成を進めるために、家庭・学校・地域社会の連携を一層強化し、家庭教育への支援と、地域の教育力向上に向けた取り組みを進めます。
- ③ 生涯学習の推進と充実
市民1人ひとりが自らの個性を伸ばし、それぞれの夢の実現に向けて取り組める、多様な学習機会を提供できる生涯学習の充実を図ります。
- ④ 元気あふれる市民スポーツの振興
誰もが生涯にわたり、それぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりに努めます。
- ⑤ 山岳と里山に文化が薫るまちづくり
地域の伝統や文化を積極的に保存、継承すると共に、学校教育・社会教育等との連携を図りながら、学習等の教材として活用できるように取り組みます。また、様々な交流の促進により、新たな地域文化の創出に努めます。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
特色ある学校づくりの継続と強化	特色ある学校づくりの継続と強化 人権教育の推進、国際理解教育、山村留学の推進 小中学校施設の整備充実 等
家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成	相談活動の充実、指導者などの人材の育成 子ども会、育成会、非行防止活動の推進 等
生涯学習の推進と充実	生涯学習活動の推進、公民館活動の推進 図書館機能・博物館機能の充実 等
元気あふれる市民スポーツの振興	スポーツ施設の整備 市民スポーツの振興 等
山岳と里山に文化が薫るまちづくり	文化施設の改修・機能強化、芸術文化活動の振興 山岳文化育成、文化財の保護と活用推進 国際交流の推進 等

3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ① 生涯にわたる健康づくりの推進
すべての市民が、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送るために、健康づくりの推進や健康診断の充実等による保健体制の充実を図ります。
- ② 安心を育む地域医療の充実
誰もが安心して医療を受けられるよう、医療機関との連携を強化し、地域や個人のニーズに則した地域医療体制の充実を図ります。
- ③ 地域が一体となった子育て支援体制の整備
将来にわたり、まちが元気であり続けられるように、地域が一体となって子育てを支援する環境や体制を総合的に整えます。
- ④ 保健・医療・福祉サービス体制の充実
乳幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、保健・医療・福祉のより一層の連携とサービスの向上に努めます。
- ⑤ 福祉が生活に根ざした社会の形成
保健・医療・福祉サービスの充実に加え、ボランティア活動や企業と市民相互の助け合いによる「地域で支える福祉ネットワーク」の構築等により、誰もが生きがいを感じる、福祉が生活に根ざした社会の形成を推進します。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
生涯にわたる健康づくりの推進	健康診査の実施、予防接種の実施 健康づくり支援事業、保健施設の充実 等
安心を育む地域医療の充実	地域医療の充実 医療施設の整備充実 等
地域が一体となった子育て支援体制の整備	子育て環境整備事業、保育施設の充実 放課後児童健全育成事業 等
保健・医療・福祉サービス体制の充実	保健・医療・福祉の連携強化 等
福祉が生活に根ざした社会の形成	在宅福祉の充実、福祉施設の充実 地域福祉の充実、生きがいづくり活動の支援 障害者福祉の充実 等

4. 地域特性を活かした自立性と活力のあるまちづくり

① 活力ある農業の振興

農業の安定的かつ継続的な振興を図るため、計画的に優良農地を確保・活用すると共に、農業基盤の充実・整備などに取り組みます。

② 林業の振興と森林保全

林産物の生産促進や、林道整備等の林業振興に向けた取り組みを進めると共に、地球環境や国土保全等に果たす森林の役割を重視した計画的な造林や間伐等、森林の保全に努めます。

③ 豊かな地域資源と特性を活かした工業の振興

企業間や商工関係団体、行政機関等との連携により、既存企業の育成、振興を図ると共に、地域資源や特性を活かした新たな産業の育成や企業の誘致等に努めます。

④ 個性あふれる商業の振興

歴史・文化等に配慮した景観の形成や、街なみと調和した商業空間の形成に努めると共に、個性と魅力ある商店街づくり等に取り組みます。

⑤ 付加価値の高い観光の振興

多様化する観光ニーズに的確に対応するため、観光資源の活用・整備を進めると共に、地場産品の開発・販売や各種イベントの開催等、他産業との連携を強化しながら、新市への集客力と滞留性の確保・向上を図ります。

⑥ 雇用の安定と労働環境の充実

市民の生活基盤の安定と雇用の場の確保に努めると共に、労働者が豊かでゆとりのある生活ができる社会の実現に向けて労働環境の改善に努めます。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
活力ある農業の振興	農業基盤の整備、地域特性を活かした農業の振興 有機栽培等環境保全型農業の推進 等
林業の振興と森林保全	林業基盤の整備 里山整備の推進 等
豊かな地域資源と特性を活かした工業の振興	工業基盤の整備 地場産業の振興 等
個性あふれる商業の振興	創業の支援 商店街活性化推進 等
付加価値の高い観光の振興	観光基盤の整備、誘客イベントの開催 他産業との連携、特産品の開発 等
雇用の安定と労働環境の充実	雇用の安定的確保の促進 魅力ある労働環境づくりの促進 等

5. 交流と安心を広げるまちづくり

- ① 人々が行き交うまちづくりの推進
新市の一体感を醸成するうえで不可欠な交通基盤の確立のため、利便性の高い交通ネットワークの構築に努めます。
- ② 交通体系の維持
住宅地と市街地、駅や公共施設を結ぶコミュニティバス等の公共交通の充実、冬季における迅速な除排雪・克雪対策等、地域の実情に配慮しながら交通体系の維持・充実に努めます。
- ③ 地域情報化の推進
高度情報化社会が進展する中で、地域間の情報通信格差を解消するため、情報通信基盤の整備やシステムの構築、市民が情報を積極的に活用できる環境の整備、情報活用能力の向上のための施策を積極的に推進します。
- ④ にぎわいのある市街地の形成
中心市街地整備計画との整合性を図りながら、コミュニティ施設等の整備に努めます。また、定住対策と連携し、にぎわいのある市街地の形成をめざし地域の活性化を図ります。
- ⑤ 交流の促進
都市と農山村、地域間、人と人との交流を盛んにし、交流人口や定住人口の増加を図ります。
- ⑥ 地域の特性を活かした住環境の整備促進
豊かな自然に囲まれた新市において、誰もが「住みやすく、住みつづきたい。」と思う住環境の整備を促進し、健康で文化的な生活環境の確保と発展をめざします。
- ⑦ うるおいのある公園・緑地の整備
誰もが公園・緑地を日常的に利用できるよう、適正な公園・緑地の整備を進めます。
また、ゆとりとうるおいのある緑の空間を守るための啓発活動を進め、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- ⑧ 災害に強いまちづくりの推進
建築物の耐震性の強化、防災施設や避難所の整備、消防・救急体制や消防団組織などの防災体制の充実強化に努めると共に、治山・治水対策等を促進し、安全で災害に強いまちづくりを推進します。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
人々が行き交うみちづくりの推進	地域高規格道路、幹線道路等の整備・促進 生活関連道路の整備 幹線道路と接続するアクセス道路の整備 等
交通体系の維持	公共交通の充実 道路除排雪、克雪対策等の充実 等
地域情報化の推進	情報通信基盤整備 情報通信施設活用促進事業 等
にぎわいのある市街地の形成	中心市街地活性化 活性化施設整備 等
交流の促進	各種交流イベントの開催 Ｉターン・Ｕターンの促進 等
地域の特性を活かした住環境の整備 促進	公営住宅整備、多目的住宅整備 個人住宅建設支援 等
うるおいのある公園・緑地の整備	公園・緑地の整備
災害に強いまちづくりの推進	消防施設、機材の整備、防災基盤整備 防災組織の育成・強化 交通安全施設整備、消防防災体制の充実 等

6. 市民主体のまちづくり

① 市民がつくる市民のまち

多様化する地域社会の課題を解決し、より良いまちづくりのため、住民活動を促進すると共に、支援する体制を整えます。

また、個性や活力ある地域の自治活動を推進するために、必要な施策を展開します。

② 男女共同参画社会の形成

少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある地域を形成するため、男女が共にまちづくりに参加する社会の形成に必要な施策を、総合的かつ計画的に推進します。

③ 市民と行政の協働の推進

協働のまちづくりを推進するため、様々な分野へ市民が主体となって参加し、市民と行政が共にまちづくりを進める体制を構築します。

④ 行財政運営の効率化

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するサービス提供体制や組織機構の整備を進めると共に、市民の視点に立った効率的で健全な行財政運営を推進します。

【施策の展開】

施策分野（施策名）	主要事業の概要
市民がつくる市民のまち	コミュニティ振興対策 地域自治組織の設置 まちづくり活動支援 等
男女共同参画社会の形成	男女の人権の尊重 政策等への立案及び決定への共同参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 等
市民と行政の協働の推進	市民と行政の協働の推進 情報公開と広聴広報活動の充実 等
行財政運営の効率化	行財政の効率化推進 電子自治体構築 行政財産の有効活用 庁舎（支所）の改修・整備 等

第5章 新市における長野県事業

まちづくりを進めるうえでは、新市の施策だけではなく、県との連携も必要です。

このため、まちづくり計画（新市建設計画）には、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、県事業を位置付けることが必要とされています。（法第5条第3項）

本章は、この規定により長野県が実施する新市まちづくりに関係する事業について、長野県が示したものです。

1 長野県の役割

新市は、長野県の北西部に位置し、雄大な北アルプス、仁科三湖、高瀬川等、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然は、豊富な水や温泉等様々な恵みをもたらし、生活、産業、文化等のあらゆる面で当地域の発展の礎になっています。

この多様な恵みを後生に伝え残し、周辺地域との連携、交流の強化等を図ることにより、新市の特色を活かしたうるおいとやすらぎのあるまちづくりが期待されています。

今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、自然が織りなす美しい景観などを地域の大切な資産として、これを有効に活用しながら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズ※からはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新市と十分に連携しながら、『里山に文化と個性が輝き躍動する岳のまち』づくりに向けた新市の取り組みを積極的に支援します。

※「コモンズ」

ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。

2 新市における長野県事業

- ① 福祉施策の充実
 - ・福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、障害者が地域で自立して生活するためのグループホームの整備などに向け必要な支援を行います。
- ② 保健・医療施策の充実
 - ・新市や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。
 - ・精神障害者の社会復帰施設等の整備及び運営に対する財政的支援を引き続き行います。
 - ・第2次救急医療体制の確保を図るため、病院群輪番制参加病院への財政的支援を引き続き行います。
- ③ 景観の育成
 - ・自然環境、地域の歴史や文化といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取り組みについて支援していきます。
- ④ 産業の振興
 - ・各地域の観光資源を活用した誘客や、技術革新による地域産業の高度化と産業創出の促進を支援し、地域産業の活性化及び雇用の創出を図ります。
 - また、新市が取り組む中小企業、NPO、創業者等が行う健康・福祉、環境及び教育分野や地域資源を活用した新事業で地域経済の活性化、雇用の創出が見込める事業に対し、必要な資金を助成します。
 - ・地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興や経営の安定を図るとともに、国土保全など農業や農村の持つ多面的、公益的な機能を維持していくため、農業用排水施設の改修、地すべり対策など必要な農業生産基盤等の整備に取り組みます。
 - ・森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化の防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。
- ⑤ 地域交通基盤の整備
 - ・新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組みます。
- ⑥ 防災対策の推進
 - ・水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修による治水対策、急傾斜地における崩壊対策、砂防事業、地すべり対策事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組みます。
 - また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

第6章 公共施設の適正配置と整備

既存の公共施設の配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、利用者の利便性に十分配慮し、地域の特性やバランス、利用状況を考慮しながら効率的な維持管理に努めます。

また、新たな公共施設の整備についても、財政状況等を考慮する中で、事業の効果等について十分検討すると共に、地域的なバランスに配慮しながら効率的な整備に努めます。

第7章 財政計画

1. 前提条件

財政計画は、新市として歳入・歳出の項目ごとに過去の実績等により、今後も健全な財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上、新市まちづくり計画の実行に必要な経費、国県による財政支援等を反映させて普通会計ベースで合併後 20 年間について作成しました。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

2. 歳入

① 市税

市税は、過去の実績と今後の経済の見通しを踏まえ、現行の税制度を基本とし、税源移譲を加味して算定しています。

② 地方交付税

普通交付税は、現行の地方交付税制度を基本とし、基礎数値の変動を捉えて算定しています。また、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③ 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金は、一般行政経費分は過去の実績に国庫補助負担金の見直しを加味して算定しています。また、合併に係る財政支援（合併市町村補助金等）を見込んでいます。

④ 市債

市債は、新市まちづくり計画事業に伴う合併特例債、過疎債、臨時財政対策債及びその他の市債を見込んでいます。

⑤ 繰入金

繰入金は、年度間の財政を調整するための財政調整基金や特定目的基金からの繰入金を見込んでいます。

⑥ その他

分担金及び負担金等は、過去の実績等により算定しています。

3. 歳 出

① 人件費

人件費は、合併後の定数適正化計画に加え、事業の選択、アウトソーシング等を通じた一般職の職員数の削減、時代のニーズに即した特別職の職員数、議会議員数の削減を見込んでいます。

② 扶助費

扶助費は、過去の実績を踏まえ、人口の高齢化を勘案すると共に県からの事務移譲に伴う影響を見込んでいます。

③ 公債費

公債費は、合併前に借り入れた市債、村債に係る償還額に、合併後の新市まちづくり計画事業等に伴う新たな市債に係る償還額を見込んでいます。

④ 物件費

物件費は、過去の実績等により算定し、事務事業評価を通じ、事業の質を向上させ、経費の削減を見込んでいます。

⑤ 補助費等

補助費等は、過去の実績等により算定し、経費の削減を見込んでいます。

⑥ 維持補修費

維持補修費は、過去の実績等により算定し、公共施設等総合管理計画に即し、経費の削減を見込んでいます。

⑦ 繰出金

繰出金は、各種特別会計の収支見通しを勘案して見込んでいます。

⑧ その他

積立金は、合併後の地域振興のための基金への積立を見込んでいます。その他の経費は過去の実績等により見込んでいます。

⑨ 普通建設事業費

普通建設事業費は、新市まちづくり計画に基づく事業費等を見込んでいます。

◆歳入

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市 税	4,510	4,469	4,750	4,572	4,254	4,353	4,198	4,093	4,099	4,163	4,131	4,174	4,281	4,270	4,296	4,102	3,962	3,836	3,797	3,733	3,694
地方交付税	5,630	5,835	5,536	5,743	5,988	6,600	6,527	6,652	6,764	6,637	6,627	6,334	5,900	5,752	5,758	5,845	5,922	6,180	6,103	6,043	6,038
国・県支出金	3,049	1,287	1,448	1,397	3,793	3,978	2,059	1,880	1,994	2,168	2,316	2,278	2,115	2,052	2,456	5,890	2,350	1,964	1,965	1,967	1,971
市 債	1,845	2,546	1,255	1,323	1,734	1,732	961	1,428	1,183	971	1,080	1,759	2,755	1,228	1,296	735	1,140	853	839	826	813
繰入金	1,296	282	859	593	347	74	531	174	216	285	526	713	457	1,026	491	1,113	896	300	300	500	500
その他	3,110	2,725	2,325	2,429	2,664	2,637	2,806	2,836	2,867	2,741	3,377	3,042	3,967	2,914	3,375	2,949	2,745	3,582	3,574	3,485	3,471
歳入合計	19,440	17,144	16,173	16,057	18,780	19,374	17,082	17,063	17,123	16,965	18,057	18,300	19,475	17,242	17,672	20,634	17,015	16,715	16,578	16,554	16,487

◆歳出

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	3,151	3,060	3,058	2,927	2,781	2,822	2,865	2,720	2,632	2,791	2,712	2,914	2,819	2,984	2,798	3,360	2,934	3,401	3,363	3,379	3,449
扶助費	1,039	1,038	1,145	1,152	1,254	1,706	1,840	1,864	1,845	1,924	1,943	1,960	1,745	1,829	1,907	1,853	1,898	1,962	1,965	1,968	1,971
公債費	3,176	3,073	3,009	2,992	2,837	2,906	2,528	2,152	2,075	1,906	1,749	1,672	1,431	1,340	1,351	1,422	1,474	1,478	1,431	1,402	1,359
物件費	2,488	2,204	2,216	2,105	2,154	2,254	2,391	2,370	2,251	2,549	2,582	2,517	2,489	2,305	2,499	2,604	2,409	2,420	2,362	2,354	2,346
補助費等	2,085	1,853	1,868	1,778	2,386	1,909	2,475	2,259	2,103	3,096	3,326	3,672	5,588	3,846	3,517	7,229	3,854	3,495	3,495	3,495	3,495
維持補修費	416	294	393	305	459	364	363	450	561	719	446	596	557	471	384	391	446	476	482	488	494
繰出金	1,479	1,543	1,519	1,589	1,639	1,691	1,810	1,795	1,961	1,261	1,320	1,293	1,299	1,275	1,280	1,303	1,285	1,320	1,320	1,320	1,320
その他	619	2,148	521	730	798	1,495	679	1,130	1,480	650	1,731	620	1,356	1,157	973	1,200	1,294	870	870	870	870
普通建設事業費	4,681	1,715	2,084	1,970	3,815	3,490	1,305	1,553	1,594	1,215	1,583	2,303	1,671	1,235	2,326	1,216	1,391	1,070	1,070	1,070	1,070
歳出合計	19,134	16,928	15,813	15,548	18,123	18,637	16,256	16,293	16,502	16,111	17,392	17,547	18,955	16,442	17,035	20,578	16,985	16,492	16,358	16,346	16,374

平成17～令和元年度までは決算額、令和2年度以降は実績を踏まえた推計値とする